



財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

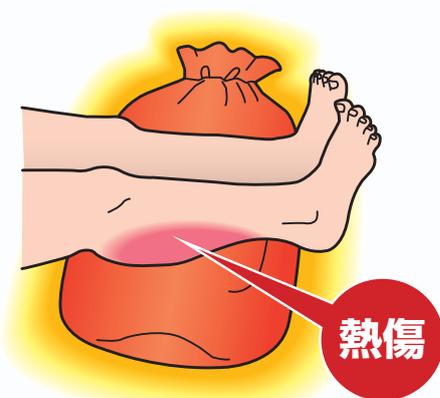
# 医療 安全情報

No.17 2008年4月

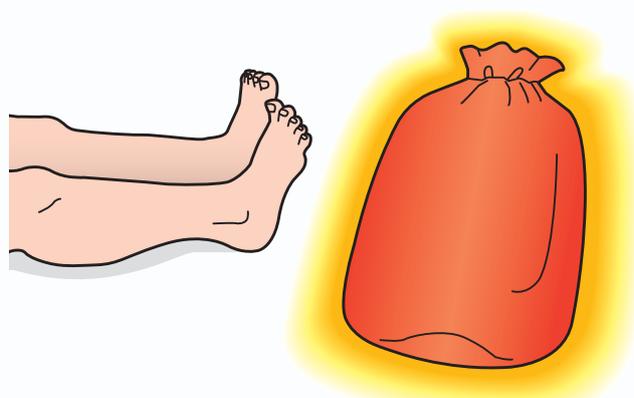
## 湯たんぽ使用時の熱傷

「療養上の世話」において湯たんぽを使用した際、熱傷をきたした事例が6件報告されています。(集計期間:2006年1月1日~2008年2月29日、第10回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)。

**身体に湯たんぽが接触し、  
熱傷をきたした事例が報告されています。**



事例1のイメージ図



医療機関の取り組みのイメージ図

## 湯たんぽ使用時の熱傷

## 事例 1

看護師Aは、患者の下肢に冷感があったため、60度の湯を入れた湯たんぽを準備し、その上に患者の両下腿をのせた。1時間後、看護師Bは、患者の下肢の冷感が消失したため、湯たんぽをはずした。10時間後、下腿にびらん及び浸出液に気づき、熱傷を生じたものと判断した。院内の看護手順には、湯たんぽを使用する際は身体から離すことが明示されていたが、周知されていなかった。

## 事例 2

湯たんぽを使用して保温を行っていた。患者の訴えにより、下肢を見ると左足内側に湯たんぽが接触しており、発赤を認め、熱傷をきたしていた。

## 事例が発生した医療機関の取り組み

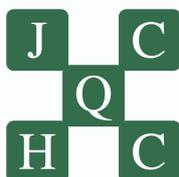
- ・ 湯たんぽを使用する際は、熱傷・低温熱傷の危険性があることを認識する。
- ・ 湯たんぽを使用する際は、身体から離して置く。
- ・ 湯たんぽなど（温罨法）に関するルールを院内で統一する。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル10階

電話：03-5217-0252（直通） FAX：03-5217-0253（直通）

<http://jcqhc.or.jp/html/index.htm>